



亀田郷土地改良区  
 新潟県新潟市江南区東早通1丁目2番25号  
 〒950-0148 TEL 025 (381) 2131 FAX 025 (382) 6756  
 ホームページ <http://www.kamedagou.jp>

発行責任者  
 理事長 杉本克己



● 亀田郷土地改良区シンボルカラー ● 農地 ● 水をイメージ

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業  
 (本所排水路 裏込めコンクリート打設状況)



県営基幹水利施設ストックマネジメント事業  
 (本所排水路 コンクリートパネル設置状況)



この事業は、農林水産省、新潟県、および新潟市の補助金を受けて実施しています。

主な内容

- 令和5年度予算概要・管内事業
- 令和5年度通常総代会開催報告
- 理事・総代選挙について

組合員数 4,385人 (令和5年3月31日現在)

横越	911	大江山	781	亀田	689
両川	460	曾野木	479	鳥屋野	109
山潟	218	石山	199	大形	539

## 理事長あいさつ

組合員の皆様には土地改良区の事業運営に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国では、制定後20年が経過した食料農業農村基本法の見直しが進められ、令和5年度中に国会に提出される予定となっています。

その中で、米政策については、国産需要のある麦・大豆や飼料作物、米粉用米、新市場開拓用米などへの転換や畑地化を進め産地として定着される取組への支援が議論されています。農業の競争力強化や地域の防災・減災・国土強靱化の実現には、農地や用排水路の基盤整備が欠かせないので、農地の大区画化や畑地化・汎用化、農業水利施設の整備の推進がうたわれています。改めまして、私ども土地改良区の果たす役割の重要性を感じております。

令和5年度国の農業農村整備事業予算を見ますと、令和4年度当初に対して、令和4年度補正予算と令和5年度当初予算を合わせて、1.5倍の予算が確保されそうです。新潟県におきましても苦しい県財政、災害復旧がある中で、令和4年度補正予算を合わせて昨年並みの予算が確保されました。特に農業者の所得向上に向けた農地の集積・集約化を図る圃場整備の推進に予算が割り振られています。

当改良区の圃場整備事業は、小杉地区が令和5年度から工事に着手し、また、新たに茅野山地区で調査事業が始まります。郷内では他にも圃場整備を希望する地区がありますので、新規採択に向けて進めてまいります。

しかしながら、新潟県では亀田郷以外でも圃場整備を希望する地区が非常に多く、順番を待っているとはるか先になってしまいます。亀田郷としては、簡易な圃場整備で良いところは農地耕作条件改善事業で取り組んでいこうと考えています。この事業は国50パーセント補助で県は入っていませんので県内他地区の圃場整備事業の進み方とは関係なく進められることになります。

この事業の取り組みとしては、基本的に農道に囲まれた大体5ヘクタールを1～2枚にし、暗渠で水かけから排水まで行う地下灌漑で水位の設定をすることによって、小麦や大豆や野菜や米など、「何でも作れる圃場」を作ろうとするものです。

背景として、現状の米栽培の農業経営が大変厳しいものがある、ということです。

反当たりの米の所得は2万円、労働時間は20時間。小麦の所得は5万円、労働時間は5時間。日本の米の消費量は年700万トンで過剰、小麦は年600万トンでほとんど輸入。

米の生産量を減少させれば、米価は上がります。スーパーマーケットで5kgの米の値段を100円上げれば1俵1000円上がり反当たり1万円所得が増えます。

私の願いは、農家所得が増えることです。そのためには何をすればいいのか。皆様と共に歩んでいきたいと考えています。



理事長  
杉本 克己

### ◇電気料金の高騰による影響について

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が続く影響や円安による燃料価格の高騰で、電気料金が高止まり、先が見えない状況です。組合員の皆様も米の価格が上がらない状況で肥料・燃料・資材単価の値上がりとなり厳しい状況かと思えます。当土地改良区でも、特に電力料金上昇は大きな問題であります。令和5年度は、今まで8000万円の2倍、1億5000万円になるとのことで、大変なことになったと思っております。電気料金は、すべて賦課金約4億5000万円の中から支払うもので非常事態であります。国や県からは、「基金のない土改は早急に賦課金を値上げしてください。基金のある土改は当面基金を充当して徐々に賦課金を上げてください。」と指導をいただいております。当土地改良区としては理事会で相談を重ね、令和5年度は財政調整基金を繰り入れて予算編成を行い、年度内で今後の対策として可能な限りの節電・節水対策、支出見直しを行い、賦課金を上げない、あるいは何とか最小限に食い止める努力を行っていくこととしました。組合員の皆様からの節減の提案を切に希望するものでございます。

農業を取り巻く情勢が厳しさを増していますが、役職員一丸となって、組合員の負託に応じて参りたいと考えております。組合員の皆様には当土地改良区の事業運営に対しましてさらなるご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

# 令和5年度 予算概要

当改良区は令和元年度に複式簿記を導入し、令和4年度からは新たな土地改良区会計基準に従って、予算編成を行っています。令和5年度は急激な電気料の上昇に対し、緊急的に財政調整基金を繰り入れて予算編成を行いました。

令和5年度収支予算は、総括で18億510万円、一般会計で17億7753万円です。一般会計で比較すると前年度の14億3525万円に対し、3億4228万円、24%の増となりました。

主な要因は、電力料高騰対策で1億3813万円の増、基幹ストマネや農村地域防災減災など団体営事業の採択増で1億2033万円の増、用排水路移設補償工事9900万円の増などです。

## ———予算編成の重点———

### 1. 事業展開

#### (1) 電力費高騰対策

揚排水機場維持管理費を8106万円、臨時ポンプ電力料を含む用水管理委員会維持管理費を325万円、環境用水導入事業維持管理費を53万円、浄化対策業務受託費を2387万円増額計上しました。親松排水機場維持管理費管理事業の負担金や、本部電気料に対しても、予算計上額を増額しています。

#### (2) 用排水施設の計画的な補修更新

年度別整備計画に基づき優先度の高いものから事業化しています。団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業では、両川揚水機場の補修や、早通・清五郎上流1期・大湖上流部・横越中流部の各排水路の補修工事に着手するため、事業費1億3388万円を計上しました。また次の改修候補となる新潟東部2期地区・亀田分水路・二本木排水機場の改修計画策定を行う農村地域防災減災事業に、4547万円を計上しました。

#### (3) 圃場整備事業

あらたに茅野山地区で事業を開始します。初年度は換地等

調整事業を103万円で実施します。

### 2. 事務運営

#### (1) 総代定数改正

総代定数を見直し経費の削減を図るとともに、現在の組合員数および農地面積に応じて、適正に定数配分を行いました。令和5年度の総代選挙から新定数を適用します。

一方、理事監事については、報酬の見直しを行いました。これにより、役員報酬全額は290万円程度の増額となっています。

また、事務所経費として、エレベーターの大規模補修を予定しています。

### 3. 収入計画

#### (1) 組合費賦課金等

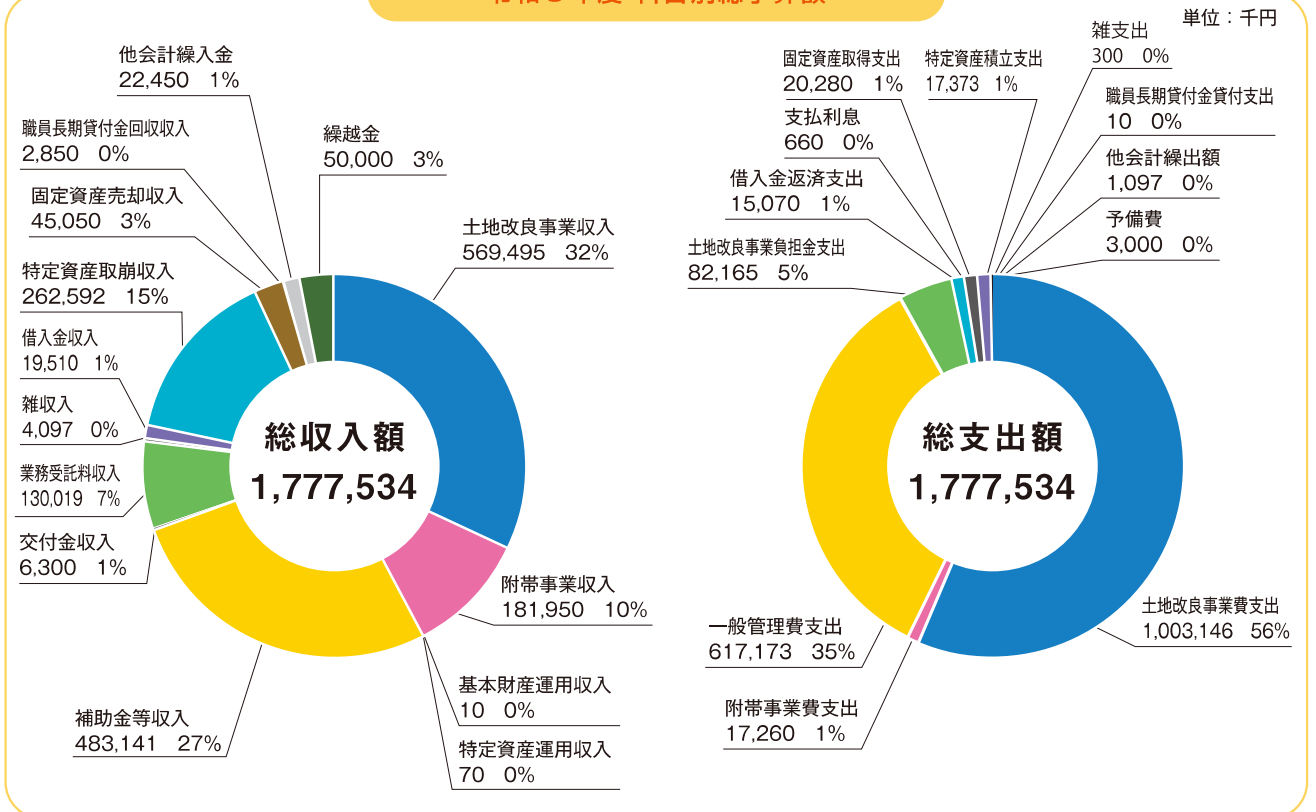
令和5年度の賦課面積試算値は4133ヘクタール（前年度比約9ヘクタール減）となりました。高騰する電気料金に対しては財政調整基金を繰り入れて、賦課金を前年度同様に10アール当たり11,500円に据え置きました。

また、その他の収入計画は、今年度、区画整理事業からの分割納入が見込めるため、決済金6900万円、他目的使用料2860万円、払下げ4500万円としました。

財政調整基金からの繰り入れは、例年の事務費繰り入れのほか、電力料高騰対策の必要額を加え、約1億2千万円を繰り入れます。

以上のように今年度は、例年の必要な事業展開と事務運営のほか、電力料高騰対策を行ったうえで、賦課金の前年水準継続を図ったため、大きく基金繰入額を増やしています。今後の電力料の動向や行政による対策の動向を踏まえながら、可能な限りの節電・節水対策、事務経費軽減策を、年度を通じて検討してまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

## 令和5年度 科目別総予算額



# 令和5年度 管内事業

## 【県営事業】

基幹水利施設ストックマネジメント事業亀田郷地区は、本所排水路改修工事を実施します。

地盤沈下対策事業は、新潟南部8期、亀田郷阿賀、新潟中東の3地区において、阿賀用水路、山崎排水路、山二ツ排水路の3路線の改修工事、排水路付帯工を実施します。

湛水防除事業新潟東部地区は、本所排水機場ポンプの整備工を実施します。

経営体育成基盤整備事業小杉1期地区は、用水路改修工事を、小杉2期地区は用水路補修工事を実施します。茅野山地区は、ほ場整備事業の採択に向けた調査・設計諸元の検討を行います。

## 【団体営事業】

農業経営高度化支援事業小杉地区は、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これら経営体が農業生産を担う農業構造の確立を図るための活動を支援する事が目的で、県営経営体育成基盤整備事業のソフト事業として実施します。

経営体育成促進換地等調整事業茅野山地区は、換地計画の樹立と換地設計基準の作成を行います。

水利施設整備事業は、両川揚水機場、早通排水路1期、清五郎上流排水路1期、大瀨排水路（上流部）、横越排水路（中流部）の5地区を実施します。両川揚水機場の門扉改修、排水路の

改修工事、測量設計を実施します。

県営農業農村整備事業二本木排水機場地区は、2号エンジンの分解整備を、大形揚水機場地区は、除塵機の分解整備を実施します。

地域農業水利施設ストックマネジメント事業（保全計画策定）亀田郷第11地区は、除塵機1基、用水路1路線、排水路1路線の機能保全計画を策定します。

農村地域防災減災事業新潟東部第2地区、亀田分水路地区、二本木排水機場地区は実施計画を策定します

## 【その他事業】

土地改良施設維持管理適正化事業は、定期的な施設の補修整備に対応するため、計画的に加入・施工を行っています。本年度は中野山揚水機場の電動仕切弁取替を実施します。

国営造成施設管理体制整備促進事業阿賀野川左岸地区は、地域における用排水路の維持管理活動の体制強化を図り、維持管理費の負担軽減につなげます。本年度は大石排水路水質浄化用ポンプの整備（1号ポンプの部品交換、組立て、据付工事）を実施します。

多面的機能支払交付金は、支援業務を土地改良区が受託し、支援室において地元活動組織と連携しながら、円滑な事業の推進に努めます。

ほか、機場管理、浄化用水・環境用水の導入、用排水路移設補償工事等、新潟県・新潟市と協力しながら事業を推進します。

## 令和5年度 補助事業等実施計画

(単位：千円)

区分	事業名	地区名	新規継続	実施年度	R5 事業費			R5 改良区負担額	概要
					R4 補正額	R5 割当額			
県営	基幹水利施設ストックマネジメント事業	亀田郷	継続	H26～R6	129,800	40,000	89,800	19,470	本所排水路改修
	地盤沈下対策事業	新潟南部8期	継続	H21～R6	50,000		50,000		排水路付帯工1式
	地盤沈下対策事業	亀田郷阿賀	継続	H28～R9	102,000		102,000		阿賀用水路改修
	地盤沈下対策事業	新潟中東	継続	H30～R8	197,000		197,000		山崎排水路改修、山二ツ排水路改修
	湛水防除事業	新潟東部	継続	R2～R10	320,000	249,197	70,803		本所排水機場ポンプ整備工
	経営体育成基盤整備事業	小杉（1期）	継続	R3～R9	78,000	50,000	28,000	7,800	用水路改修
	経営体育成基盤整備事業	小杉（2期）	新規	R5～R11	84,000		84,000	8,400	用水路補修
	経営体育成基盤整備事業	茅野山	新規	R5～R8	4,000		4,000		調査計画（調査・設計諸元の検討）
団体営	農業経営高度化支援事業	小杉	継続	R3～R11	2,150		2,150	1,075	高度土地利用調査・調査事業関連一式
	経営体育成促進換地等調整事業	茅野山	新規	R5～R6	1,034		1,034		換地計画の樹立及び換地設計基準作成
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	両川揚水機場	継続	R2～R5	2,000		2,000	300	両川揚水機場門扉改修
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	早通排水路1期	継続	R4～R6	4,650		4,650	698	早通排水路改修
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	清五郎上流排水路1期	継続	R4～R7	3,720		3,720	558	清五郎上流排水路改修
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	大瀨排水路(上流部)	継続	R4～R6	2,093		2,093	315	大瀨排水路（上流部）改修
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	横越排水路(中流部)	新規	R5～R6	13,000		13,000	1,950	測量設計
	県営農業農村整備事業（農地防災）	二本木排水機場	新規	R5	24,300		24,300	14,580	二本木排水機場2号エンジン分解整備
	県営農業農村整備事業（かんがい排水）	大形揚水機場	新規	R5	4,400		4,400	2,860	大形揚水機場除塵機分解整備
	地域農業水利施設ストックマネジメント事業（保全計画策定）	亀田郷第11	新規	R5	4,500		4,500		除塵機1基、用水路1路線、排水路1路線 機能保全計画策定
	農村地域防災減災事業（実施計画策定）	新潟東部第2	新規	R5	12,400		12,400		排水路6路線 実施計画策定
	農村地域防災減災事業（実施計画策定）	亀田分水路	新規	R5	10,600		10,600		亀田分水路 実施計画策定
	農村地域防災減災事業（実施計画策定）	二本木排水機場	新規	R5	20,300		20,300		二本木排水機場 実施計画策定
その他	土地改良施設維持管理適正化事業	中野山揚水機場	新規	R5	7,000		7,000		中野山揚水機場電動仕切弁取替
	国営造成施設管理体制整備促進事業	阿賀野川左岸	継続	H12～	56,584		56,584	18,213	多面的費用ほか
	多面的機能支払交付金（農地維持）(資源向上(共同))	東・中央・江南部会	継続	H26～R5	172,417		172,417		8工区（10組織）
	多面的機能支払交付金（資源向上(長寿命化))	東・中央・江南部会	継続	H26～R5	53,105		53,105		6工区（6組織）
	受託事業 (用排水路移設補償工事、用排水路移設補償工事設計業務)	新潟中央環状線他	新規 継続	R5	287,000		287,000		用排水路移設補償工事 3地区、 用水路移設補償工事設計業務 1地区

この事業は、農林水産省、新潟県、および新潟市の補助金を受けて実施しています。

## 令和5年度 通常総代会開催報告

令和5年3月10日亀田郷土地改良区大ホールにおいて、令和5年度通常総代会が開催され、議長に三原修総代（曾野木）、副議長に五十嵐利夫総代（横越）を選出し、令和5年度収支予算案ほか21議案について、原案どおり議決及び承認されました。

### 令和5年度 通常総代会（令和5年3月10日）

#### 付議事項

- 認第1号 専決処分の承認について
- 議第1号 令和4年度受託事業（用排水路移設補償工事）の変更について
- 議第2号 令和4年度土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業の廃止について
- 議第3号 令和4年度収支補正予算案について
- 議第4号 団体営横越排水路（中流部）地区水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）の施行について
- 議第5号 県単二本木排水機場地区農業農村整備事業（農地防災）の施行について
- 議第6号 県単大形揚水機場地区農業農村整備事業（かんがい排水）の施行について
- 議第7号 団体営亀田郷第11地区地域農業水利施設ストックマネジメント事業（保全計画策定）の施行について
- 議第8号 団体営新潟東部第2地区農村地域防災減災事業（実施計画策定）の施行について
- 議第9号 団体営亀田分水路地区農村地域防災減災事業（実施計画策定）の施行について
- 議第10号 団体営二本木排水機場地区農村地域防災減災事業（実施計画策定）の施行について
- 議第11号 団体営茅野山地区経営体育成促進換地等調整事業の施行について
- 議第12号 令和5年度用排水路移設補償事業について
- 議第13号 定款変更について
- 議第14号 規約の一部改正について
- 議第15号 会計細則の一部改正について
- 議第16号 報酬・費用弁償・旅費ならびに退職給与金支給規程の一部改正について
- 議第17号 令和5年度賦課金について
- 議第18号 令和5年度収支予算案について
- 議第19号 令和5年度長期借入について
- 議第20号 令和5年度基金積立金の一時流用について
- 議第21号 令和5年度賦課金の徴収期日および方法について



## 短 信

- |  |  |  |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>10月 19日 事業部会</li> <li>26日 工事入札</li> <li>〃 監事会</li> <li>28日 用水管理委員会総会</li> <li>11月 4日 監事会（中間監査）</li> <li>14日 理事会</li> <li>16日 選挙公告（監事総選挙）</li> <li>25日 監事選挙 選挙会</li> <li>30日 工事入札</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>12月 5日 当選人確定公告（監事総選挙）</li> <li>15日 監事会</li> <li>16日 理事会</li> <li>21日 事業部会</li> <li>〃 報酬審議委員会</li> <li>23日 職員昇給・昇格審議委員会</li> <li>1月 11日 監事会</li> <li>〃 理事会</li> <li>27日 総務部会</li> <li>〃 理事会</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>2月 10日 総務部会</li> <li>15日 理事会</li> <li>24日 監事会</li> <li>3月 1日 理事会</li> <li>10日 通常総代会</li> <li>17日 理事会</li> <li>24日 監事会</li> <li>27日 理事会</li> </ul> |
|--|--|--|

## 総代選挙・理事選挙について

～総代定数改定 住所による立候補・投票が可能に～  
～総代選挙：令和5年12月実施 理事選挙：令和6年1月実施～

土地改良法では従来、総代定数の下限は各土地改良区の組合員数に応じて決められていましたが、平成30年の改正により、一律30人以上に改正されました。

これを受けて当改良区では総代定数を見直し、農業者の急激な減少と出入作の進行を踏まえ、100ヘクタールに1人の総代を目安に、総代定数を40人に改めました。これについては令和4年度1年間をかけ、理事・工区長会議で工区から意見を持ち寄って方針を決め、理事会に諮り、最終的に令和5年3月の通常総代会で総代選挙規程を改定しました。各選挙区ごとの総代定数は別表の通りです。

また、総代の立候補や選挙権を行使する選挙区は、権利の目的となる土地の所在地だけでなく、住所地を選択することも可能となりました。

役員（理事・監事）選挙規程も改定し、総代選挙と同様に、住所地による選挙区を選択できるようになりました。

現在の総代の任期は令和6年1月11日、理事の任期は令和6年1月31日までとなっています。新たな選挙規程に基づく総代選挙は令和5年12月、理事選挙は令和6年1月に実施する予定です。

総代定数改正

選挙区	選挙区域	現定数	新定数
第一区	横越工区	10	7
第二区	大江山工区	9	6
第三区	亀田工区	10	6
第四区	両川工区	6	4
第五区	曾野木工区	7	5
第六区	鳥屋野工区	7	2
第七区	山潟工区・石山工区	10	6
第八区	大形工区	8	4
合計		67	40

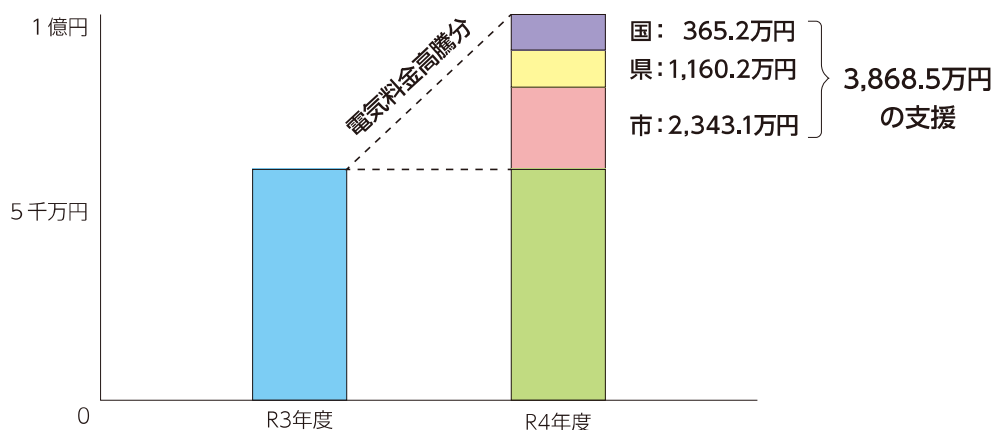
## 電気料金高騰への支援 —電気料金高騰緊急対策支援事業—

国、県、市による高騰した電気料金への支援事業が実施され、当改良区への支援額は合計3,868.5万円でした。この支援事業は、令和4年度にかかったポンプ場等の電気代が対象で、高騰した分のほとんどを補填することが出来ました。国、県、市へは感謝する次第です。

令和5年度以降の支援事業の実施については、現在、検討中とのことですが、強く要望してまいります。

なお、組合員の皆様へは、ポンプ場の電気代節約のためにも、これまで以上に節水に努めて頂きますよう、ご協力をお願いいたします。

電気料金高騰緊急対策支援事業



## 土地改良区からのお願い

### ..... 亀田郷全水系における適正な水管理について .....

日頃用水管理にご協力いただきまして大変ありがとうございます。

亀田郷の用水は水利権により河川から取水出来る量が決まっております。限りある用水を掛け流すことにより水不足を引き起こしますので、水口の適切な管理をお願いします。掛け流しを見つけた際は組合員皆様からも水口を閉めていただくか、水利調整委員または分区長へ連絡してください。

また、漏水を防止することでも用水の無駄をなくすことにもなります。水尻や畦を確認し漏水を減らすよう努めてください。

電気料金が高騰しております。細やかな用水管理は下流部での水不足の解消、揚水機場の電気料金の軽減になります。限りある用水です、これまで以上に一人一人が細やかな水管理と節水に努めていただくようお願いいたします。



### ..... 道路、用排水路の地先管理を徹底してください .....

分区費・入作分区費を廃止して2年が経ちます。ですが、地先管理のされていない農地、道路、水路が一部あるようです。亀田郷だより等でもお知らせいたしましたが、再度確認のためご一読ください。

所有及び耕作する農地と周りの道路水路を各々の組合員が地先管理(除草・泥上げ)することとなっております。周りの迷惑とならないよう、日頃から農地、道路、水路の管理を心がけてください。また畦の草刈りが不十分な方もいらっしゃいますので道路水路の除草と合わせて徹底してください。

地先管理をする上で、不明なことがありましたら地先の分区長または亀田郷土地改良区地域課に相談し管理していただくようよろしくお願いいたします。

＊地先管理の範囲とは 耕作する農地に面した用水路・排水路・道路です。

### ..... 不法投棄の防止にご協力をお願いします .....

例年、農道・水路に一部の心無い人によってさまざまな廃棄物が投棄されて農地を取り巻く環境が脅かされ、施設の維持管理に支障が出るばかりか多額の処理費用も掛かっています。

不法投棄は犯罪です。目撃された方は、車のナンバー等を控え、最寄りの警察署や当土地改良区へご一報ください。

## 土地改良区からのお願い

### 組合員資格得喪通知について

当土地改良区の土地原簿は、組合員皆さまからの届出によって更新されます。農地の権利移動(売買、交換、賃貸借等)・組合員が亡くなられたとき・農業者年金を受給しようとするとき(経営移譲)・組合員の住所を変更したときは、速やかに「組合員資格得喪通知書」を提出ください。

### 農地の転用(地区除外)について

農地転用等により地区除外する場合は、土地改良法による決済が義務付けられています。農地転用される方は、速やかに「農地転用等の通知および地区除外申請書」を提出し、決済金のご負担をお願いします。

#### ◆決済金とは

- 区域内における農地を宅地や公共事業用地(道路、水路等)など農地以外の用途に転用されますと当該受益面積が減少し、償還金や将来の維持管理費を残された農地の組合員が負担することになり、その過重負担を招くことのないように農地を転用するとき土地改良法(第42条第2項)に基づき一定額を納めていただくものです。
- 決済金の算定にあたっては、毎事業年度のはじめに次年度以降の債務額、県営事業分担金、団体営事業負担金のほか将来の維持管理費や事務費なども組み入れて算定し、理事会において決済金の額を決定しています。
- 令和5年度の農地転用に伴う決済金は、次のとおりとなります。

田	624,000円(10a当たり)
畑	156,000円(10a当たり)
地目変更 (田から畑)	468,000円(10a当たり)

### 他目的使用について

当土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合、当土地改良区の許可が必要となりますので、速やかに「土地改良財産他目的使用申請書」をご提出ください。

使用期間は最大で5年間です。引き続き使用する場合は更新手続きが必要です。無断で使用している場合、直ちに撤去命令を発し、原形に復するため復旧工事等の費用をご負担いただきます。

なお、広告看板は許可いたしません。

他目的使用に伴う納入額は右のとおりとなります。

#### 1. 使用料(5年分)

- 乗入れ(橋など)  
1㎡当たり 7,200円/5年間
- 浄化槽排水  
1人槽当たり 1,800円/5年間
- ガス管・上下水道管  
家庭引込 免除

#### 2. 消費税(現行10%)

### 手数料について

当土地改良区の許可書、同意書、意見書又は証明書その他これに類する文書を交付する場合は、手数料1,000円と消費税(現行10%)を納入いただきます。

### 賦課内訳書の確認について

賦課令書の配布に併せて賦課内訳書もお送りしております。今一度、現在賦課されている土地をご確認いただきますようお願い申し上げます。

何かお気づきの点やご不明な点等ございましたら、当土地改良区にお問い合わせください。ご指摘の点につきましては、実地調査し、所定の手続きを行った上で処理させていただきます。

### 申請様式のダウンロードについて

当土地改良区への申請や届出等の様式がホームページからダウンロードできます。

形式はExcel(エクセル)とWord(ワード)をご用意しましたのでご利用ください。

なお、ご提出いただく際は、関係図面や関係資料の添付を要しますので、ご不明な点はお問い合わせください。

ホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.kamedagou.jp/download/>

### 組合員資格の耕作者への変更について

今後、高齢化による離農や農地の利用集積の進展に伴い、土地持ち非農家の増加が見込まれる中で、土地改良区が施設の維持管理、更新等を的確に行っていくためには、耕作者の意見が適切に反映されるような事業運営を確立していくことが必要となります。そのため、土地所有者から耕作者への組合員資格変更を円滑に進めるためにも、当土地改良区では、原則として耕作者を組合員とするべく啓発を進めてまいります。ただし、土地所有者が組合員になれないというわけではありませんので、土地所有者と耕作者の間で話し合っていただき、いずれかとなるようご協力をお願いいたします。

## 佐野藤三郎氏 生誕100周年記念事業



佐野藤三郎氏(1923~1994)は中蒲原郡石山村(現在の新潟市東区)の農家に生まれ、1955(昭和30)年、亀田郷土地改良区の理事長となり、亀田郷の乾田化の総仕上げと乾田化後の農業技術の確立に努めました。また地震や豪雨等の災害や急速な都市化に対応し、都市と農村の調和の取れた発展に尽力しました。この経験を活かし1976(昭和51)年から度々訪中し、中国東部の三江平原をはじめとする農業開発の技術指導の中心者となりました。

佐野氏の生誕100年となる今年、当改良区ではこの夏、記念イベントを計画しています。佐野氏の足跡を振り返る展示室や資料館の公開や、これからの農業経営の参考となる基調講演、若手農家経営者とのパネルディスカッション、交流会などを行う予定です。

また、公益財団法人食の新潟国際賞財団でも今年、年間を通じて佐野氏生誕100年を記念する事業を実施しています。佐野氏の新潟市名誉市民称号授与運動、次世代に語り継ぐマンガ制作及び出版、市民向けの記念シンポジウム及びセミナーを計画しています。

皆さまもこうした機会に、佐野氏の功績に触れ、農業と地域の発展に向けた思いを新たにさせていただきますよう、ご案内いたします。